



国海安第283号
国海技第379号
平成29年2月1日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

海事局安全政策課長
石原 典雄



海技・振興課長
橋本 亮二



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正について(通知)

標記について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第5号）が平成29年2月1日付で公布されたところ、下記の資料を別添送付しますので、ご了解頂きますとともに、ライフジャケット着用義務についての関係者の方々への周知につきまして、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

また、周知用ロゴマーク（http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000010.html）を名刺、広報資料等に印刷する等、関係者の意識向上のためにご活用頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- ・ 2月1日付けプレス発表資料「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を公布しました」
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第5号）
- ・ 新旧対照表
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条の規定に係る取扱いの改正について（平成29年1月26日／国海安第271号・国海技第367号）
- ・ 周知用リーフレット

